

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○介護保険法に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則

(介護保険室)

一

ページ

規則

介護保険法に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七十号

介護保険法に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第二条 法第百十五条の三十二第二項の規定による知事に対する業務管理体制の整備に関する事項の届出は、様式第一号により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第三条 法第百十五条の三十二第三項の規定による知事に対する届出事項の変更の届出は、様式第一号により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第四条 法第百十五条の三十二第四項の規定による知事に対する区分の変更の届出は、様式第一号により行うものとする。

(厚生労働大臣等への情報提供)

第五条 知事は、厚生労働大臣及び市町村長に対し、前三条に規定する届出に関する情報を提供することができる。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条, 第4条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 名称 代表者氏名 印

このことについて, 下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

1 届出の内容

(1) 法第115条の32第2項関係(整備)

(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)

フリガナ

住所

連絡先

法人の種類

代表者の職名・氏名・生年月日

代表者の住所

事業所名称等及び所在地

介護保険法施行規則第140条の0第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項

区分変更前行政機関名称, 担当職

区分変更の理由

区分変更後行政機関名称, 担当職

区分変更日

事業所名称, 担当職

事業所名称, 担当職

事業所名称, 担当職

様式第2号(第3条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 名称 代表者氏名 印

このことについて, 下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

変更があった事項

- 1 法人の種類別, 名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地, 電話番号, FAX番号
- 3 代表者の氏名(フリガナ), 生年月日
- 4 代表者の住所, 職名
- 5 事業所名称等, 所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ), 生年月日
- 7 業務が法令に適合するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変更の内容

(変更前)

(変更後)

(日本工業規格A列4番)